

請求対象者

加入期間が1年以上の加入者またはその配偶者が令和6年4月1日以降に出産したとき

請求期限

● 支給事由である事実が発生した日(出産日)から2年以内

請求方法

● 出産祝金請求書(様式第2号)にご記入の上、会社の事業主を経由してご請求ください

出産祝金請求書(様式第2号)は⑤ https://okiken-kikin.com/wp-content/themes/kikin/img/pdf/hukushi/240401syussan.pdf もしくは当基金ホームページの「福祉事業」よりダウンロードしてください。

添付書類

● 戸籍謄本(原本)または住民票謄本(原本)

※出生児を含む (続柄がわかる) 書類 ※親子健康手帳の写しは不可です

支給額

● 新生児1名につき30,000円

支給日

● 毎月請求書が届き次第直近の15日もしくは月末 (※金融機関が休日の場合は前営業日に繰り上げ)

【支給例】

